

総合研究

・教育と法・

教育と法
研究会

第79回 学校の統廃合に伴うストレスと教員の自殺

星野 豊（筑波大学准教授）

現在では、日本全体で若年者人口が減少しているほか、学校組織に対するある種の合理化の要請が強まっているため、地域・校種を問わず学校の統廃合に関する検討が行われている。しかしながら、学校教育が個々の生徒との対面により行われ、各生徒の能力や個性に合わせた内容を工夫しようとすると、学校の統廃合に伴つて各種の問題が生じることも、事実上避けることができない。本稿では、教育方針の異なる公立高校が統合された後に、教員が病気休職となり、同じ高校に職務復帰した後に自殺したこと

に対する労災認定が争われた事案である、広島地裁平成25年1月30日判決・平成22年（行ウ）34号事件を取り上げ、学校の統廃合に伴う問題の構造について考えてみる。

生徒を安易に切り捨てる教員集団として見ており、相互に不信感があつた。このような中で、県教育委員会は、a高校とb高校とを統合して総合学科1科からなるc高校を開設することを平成9年度に提案し、平成10年8月にその決定をした。このため、両校は、平成9年度の途中から平成10年度にかけ、新校設置の準備作業を行つたが、a高校の教員を中心として統合反対の署名活動が行われるなど、統合に対する不満や抵抗感が存在した。また、

A島には、a高校とb高校とが設置されていたが、a高校は島内の成績上位層が進学する学校として、b高校は島内の成績下位層が進学する学校として、両校の教員は、生徒指導、教科指導のあり方な

校の校風、教員の教育理念や指導方針は異なっていた。例えば、a高校の教員らは、進学指導に多くの時間を割いていたが、他方、b高校の教員らは、生活指導上の問題を多く抱えた生徒に対して、生徒の進路を保障していくという観点で多くの時間を割いていた。そのようなことから、a高校の教員らは、b高校の教員らを、生徒に教科学力もつけず、生徒指導も満足に行えない教員集団として見ており、他方、b高校の教員らは、a高校の教員らを、差別を助長する進学態勢を肯定し、問題行動を引き起こした

どをめぐつて対立し、平成10年9月には、新校設置のための協議会を開くことができず、統合の準備作業は中止され、そのためc高校の教育活動の根本である教育方針や教育目標が未定のままで、統合時期を迎えることとなつた。

c高校の生徒は、統合1年目である平成11年度においては、旧a高校校舎で授業を受けており、上級生である旧a高校生徒と旧b高校生徒とが同一の校舎となることはなかつたため、旧両校の教育方針等は、それぞれ従前のままであつた。また、c高校の教員はほとんどが旧a高校と旧b高校の教員とで占められており、両者の対立は統合後も解消することなく、ますます深まつていた。そして、統合2年目である平成12年度以降、c高校の生徒が旧a高校校舎のほか旧b高校校舎でも授業を受けることとなつたため、両校舎における教育方針・指導方針がようやく統一されたが、旧b高校生徒にとつてこの方針は従来よりも厳しいものであつたことから、反発した生徒らが暴力事件を含む多数の問題行動を起こした。さらに、統合後のc高校の生徒についても、生徒間における学業成績の差

が大きくなり、成績下位の生徒を中心に多数の問題行動が生じていた。これに対し、c高校では、英語と数学に関しては能力別のクラス編成を行つて授業を実施していたが、他の教科については特に配慮がなされなかつた。

B教諭は、c高校設立とともにc高校に転任してきた教員経験十数年の国語科の教員であり、旧a高校教員らと旧b高校教員らとの対立に関しては、中立的な立場をとつていた。しかし、平成12年度に入つて、c高校1年生の担任となつて以降、担任する授業およびホームルームの時間帯に、生徒らから、「うるさい」「うざい」「ハゲ」「死ね」「帰れ」「黙れ」「キモい」「学校くるな」「担任かわれ」等の暴言を吐かれ、注意し続けているうちに授業時間が終了することもあつた。また、B教諭の担任するクラスには、知的障害を有する生徒が含まれており、B教諭はこの生徒の失禁等の世話についても、さらに時間が割かれることとなつた。なお、B教諭の担任するクラスには、副担任として2名の教諭がいたが、日常のクラス運営は主として、Bが行うことになつており、上記の問題行動等への

対応についても、専らBが行つていて。

Bは、同年度末に行われた入試判定会議において、定員内であつても成績不良者等については不合格とする方針に対し、「障害者生徒に馴染んだのか。誤りだつたのか」などと強く反対意見を述べたが、結局、定員内不合格が決定された。また、その後に行われた進級判定会議において、成績不良者を進級させない方針に對して反発した同僚教諭であるCが、「何を信じてよいか分からぬ。学校を辞めさせてもらはばならぬ」と述べて、同会議を中座し、その後ほどなく自殺したことに対し、Bは自己と重ね合わせて大きなショックを受けた。

翌平成13年度にクラス替えが行われたが、Bの担任するクラスには前年度に問題行動を起こしていたグループの一部のほか、他のクラスで問題行動を起こしていたグループが加わつたため、生徒らはBに対し、「お前が黙れ」「帰れ」の言葉を割かれることとなつた。なお、B教諭の担任するクラスには、副担任として2名の教諭がいたが、日常のクラス運営は主として、Bが「死ね」などの暴言を吐いたり、Bの胸ぐらをつかんで「やかましい」「黙つとけ、シバクぞ」と

怒鳴つたりする等、前年度よりもひどい状況が続いていた。

Bは、平成13年5月11日金曜に、数名の生徒から、「お前なんか死んでしまえ」「担任でなければよかつた」などの暴言を吐かれ、翌週の月曜14日から、年次有給休暇を取得し、その後、11月まで自律神経失調症として病気休暇を取得了。病気休暇終了後の11月末頃、Bは同じクラスの副担任として職場に復帰したが、精神状態が正常でないことは見た目から明らかであり、職場復帰後も断続的に有給休暇を取得した後、同年12月半ばに自殺した。

本件は、地方公務員の災害補償を管掌する被告Y基金に対し、Bの妻である原告Xが、Bの死が公務災害に当たるとして災害補償給付を請求したところ、YがBの死は公務外災害であるとして給付を拒絶したため、同処分の取消を求めて提訴したものである。

2 裁判所の判断

請求認容（公務外災害認定取消）。

「c高校は、……異質な高校を統合したばかりという特殊な環境下にあり、そのため統合前からの旧a高校と旧b高校の教員集団間の指導方針を巡る対立関係は解消することなく続いていて、教員集団としてのまとまりが欠け、個々の教員の問題を学校全体で支援するような雰囲気にはなく、統合と同時にc高校へ赴任してきたために、いずれの教員集団にも属しない中立的立場にいることになったBにとって、そういう職場環境 자체が精神的ストレスになつてしたものと認められる。またそればかりか問題の多いクラス運営がより困難ならしめられ、その精神的ストレスがより一層加重させていたものといえる（同じ程度に指導困難なクラスを担任したとしても、教員全体でその問題を支援する態勢がある場合とそうでない場合とでは、クラス担任にとつての精神的ストレスが大幅に異なるものと考えられる。）。

「Bが平成13年5月中旬頃に発症した本件精

神疾患は、上記で説示したBのc高校における過重な公務（……担任教諭としての生徒対応等、……授業やホームルームの際の授業妨害行

為等）による精神的ストレスが積み重なったことが主たる原因となつて発症したことは明らかであるというべきである。」

「Bの本件精神疾患（うつ病）の発症は、その公務の中で、同種の公務に従事する労働者にとって、一般的に精神障害を発症させる危険性を有する精神的ストレスを受けたことに起因して生じ、増悪したものとみるのが相当であり、Bの自殺は、上記精神障害の結果、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、また、自殺行為を思い止まる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で行われたもの」であるから、「Bの公務と同人の精神障害の発症及び自殺との間に相当因果関係を肯定することができ」、本件処分は取消を免れない。

なお、控訴審である広島高裁平成25年9月27日判決・平成25年（行コ）6号事件も、同旨のス担任にとつての精神的ストレスが大幅に異なつてくるものと考えられる。」。

「Bが平成13年5月中旬頃に発症した本件精

3 問題点の考察

本件は、学校の統廃合に伴う混乱の中で、教

員が精神状態を崩して自殺に至るという、最も避けなければならない問題が発生してしまった事案である。本件のように、近隣地域にある複数の学校を、一つの学校として統合するという統廃合の手法は、決して珍しくないことは明らかであるから、同種の問題が今後絶対に発生することのないよう、十二分に注意する必要があることは言うまでもない。

本件で特徴的であるのは、統合によって混乱したのが生徒たちばかりでなく、旧a高校および旧b高校の教員らも含まれていたこと、統合の準備中のみならず統合後においても、両者の対立が収まらなかつたこと、にもかかわらず、c高校の教員の大半が、旧a高校および旧b高校の教員で占められていたことであり、このような教員らの状況が、生徒たちの混乱をさらに悪化させ、Bの自殺に大きな影響を与えたことは、否定できないように思われる。

また、本件では、統合に対して反対運動が生じたり、c高校の教育方針に関する事前協議調査が決裂したりする等、統合後の混乱がある程度予測されていたはずであるにもかかわらず、

県教育委員会が統合後のc高校の運営や個々の問題への対処、さらには個々の教員への支援に乗り出した形跡が、少なくとも訴訟記録からは明瞭でない。これは、従前の県教育委員会と教員らとの関係に起因する可能性もないではないが、旧a高校と旧b高校とで、生徒の学力や性格、各高校の教育方針や指導方針が異なっていることは、容易に想像がつくはずであるから、事前に十分な協議もないまま統合の期日を迎えたこと自体が無謀であつたと言うほかなく、また、生徒の学力格差が校内において大きくなつてしまえば、それ自体が学校内における問題発生の原因となりうることも、十分予測可能であったはずであるが、教育委員会が統合後のc高校をどのような高校として位置づけようとしたかについても明らかでない。このように、本件でのB教諭が置かれていた状況は、極めて過酷であつたことが明らかであり、裁判所がB教諭の精神状態の異変の原因を学校の状況にあるとした判断は、妥当であると考えられる。

が生徒ないし元生徒たちに当時の事情を聴取し、陳述書等として提出している。この陳述をした生徒たちの中には、生前のBに対して暴言を吐いた者も含まれており、本件での判断に大きな影響を与えたことは想像に難くない。もつとも、本件はBの死亡が公務災害に当たるか否かが遺族と基金との間で争われた裁判であったため、元生徒らから陳述を得ることができたと言えなくもなく、元生徒らと遺族との間で紛争が生じていた場合には、同様の証拠が収集できただかは、何とも言えないようと思われる。

学校教育を行う際に最も大きな障害となるのは、教員と生徒との間に生ずる不信感である。本件では、様々な要因によりB教諭と生徒らとの間の信頼関係が破壊され、傷ついたBの自殺によって、元生徒らも相応の傷を負つたことが推測される。このような結果が、B個人における力量の問題でないことは明らかであり、学校が人と人との信頼関係を基盤として形成されること、組織・集団は個々人相互のつながりにより初めて成り立つことを、制度設計に際して再認識することが必要である。